

●住民票コード入りの住民票の写しの交付について

◆交付請求できる方

1. 本人及び同一世帯員
2. 同一の世帯に属する者以外の代理人（法定代理人、任意代理人の別を問わない）

※委任状等、代理権限を有することが確認できる書類が必要

※委任状は、「住民票コード入りの住民票」と記載したものを用意する。

委任状の様式（関連ファイル参照）

◆持参する書類

1. 本人及び同一世帯員
 - ・ 本人確認書類（下記のうち1点）
マイナンバーカード・住基カード・パスポート・運転免許証・障がい者手帳・療育手帳・健康保険証・介護保険証・年金手帳・生活保護受給者証
2. 同一の世帯に属する者以外の代理人
 - (ア) 法定代理人
 - ・ 請求者本人の本人確認書類（上記のとおり）
 - ・ 戸籍謄本（本籍が妙高市以外の方）または成年後見登記事項証明書
 - ・ 法定代理人の本人確認書類（上記のとおり）
 - ・ 切手貼付、宛先記載の返信用封筒
 - (イ) 任意代理人
 - ・ 請求者本人の本人確認書類（上記のとおり）
 - ・ 委任状
 - ・ 任意代理人の本人確認書類（上記のとおり）
 - ・ 切手貼付、宛名記載の返信用封筒

◆交付方法

請求者本人または同一世帯員にのみ交付します。（代理人に直接交付することはできません）
よって、代理人による請求の場合は、本人の住所地へ郵送（簡易書留）により交付しますので、切手を貼った宛名記載の返信用封筒を必ずお持ちください。

※切手代は下記参照

- ・ 定形封筒（25 g まで） 普通郵便料 82 円
- ・ 定形封筒（50 g まで） 普通郵便料 92 円